

6 高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

(平成19年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成19年10月26日、高知県須崎市の住民7人から、国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは須崎市野見港戸島北においてイケスを浮かべてカンパチを養殖していた。被申請人は須崎港湾口部で津波防波堤工事、平成13年度からは港口西防波堤工事を実施し、平成16年10月から11月には台風で破損した同防波堤の修復工事を行っている。これらの工事により海水が汚染されカンパチが大量に死亡し被害を被ったとして、被申請人に対し、総額6億8,172万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日（2回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成20年5月9日、コンクリート構造物、魚類寄生虫等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年1月19日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要是以下のとおりである。

平成19年(セ)第4号事件

高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人Aに対し、7040万円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人Bに対し、3808万円を支払え。
- (3) 被申請人は、申請人Cに対し、3808万円を支払え。
- (4) 被申請人は、申請人Dに対し、1億2600万円を支払え。
- (5) 被申請人は、申請人有限会社Eに対し、2億3680万円を支払え。
- (6) 被申請人は、申請人Fに対し、1億1760万円を支払え。
- (7) 被申請人は、申請人Gに対し、5476万円を支払え。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、高知県須崎市（以下、単に「須崎市」という。）野見湾内に所在する漁場においてカンパチの養殖業を営む申請人らが、須崎市須崎港湾口部における津波防波堤（以下「本件防波堤」という。）を設置する工事（以下「本件防波堤工事」という。）を発注した被申請人に対し、①被申請人の担当職員が、本件防波堤工事のうち、須崎市○○○地先の津波防波堤（以下「本件西防波堤」という。）の工事で使用するコンクリートに含まれる有害成分が海中に溶解、流出して近隣の漁業に被害が生じないように請負人を指導・監督すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、同義務を怠って、請負人をして、（i）コンクリート打設時において凝固前のコンクリートを流出させ（原因行為1）、（ii）打設後の余ったコンクリートを海中に投棄し（原因行為2）、（iii）水中コンクリートを使用することにより（原因行為3），いずれも海中にコンクリート成分及び混和剤を溶解、流出させ、申請人らが養殖していたカンパチ（以下、総称して「本件カンパチ」という。）を大量に死亡させた（以下「本件大量死」という。）として、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償の支払を請求し、②「公の营造物」である本件防波堤の設置又は管理に瑕疵があったことにより、築造中の本件西防波堤のコンクリートから、①（i）、（ii）、（iii）の態様により海中にコンクリート成分及び混和剤を溶解、流出させたため、本件大量死が発生したとして、国賠法2条1項に基づく損害賠償の支払を請求する事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）